

問VI - 6 - ①（別表H）

別表Hとはどのようなものですか。

答

1 公益法人は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に財産目録等を行政庁に提出しなければなりません（認定法第22条第1項）が、その様式第5号による提出書（認定規則第38条第1項第2号）の別紙4中の書類の一つとして、別表Hがあります（定期提出書類の手引き 公益法人編）。

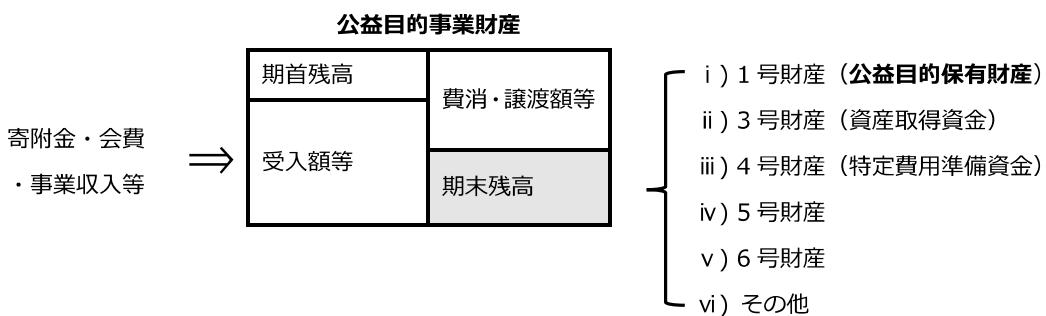
公益法人は、当該事業年度の末日において公益認定が取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額を算定する必要があります（同規則第48条第1項）が、別表Hはその算定を行うためのものです。別表Hにおいて、公益目的取得財産残額（別表H(1)の24欄）は、公益目的増減差額（同1欄）と公益目的保有財産（同21欄）の合計額として表示されます。

2 公益目的取得財産残額（公益認定の取消し等の場合に認定取消法人等が贈与すべき財産に係る額。認定法第30条第1項参照）は、当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本に算定されます（同条第2項参照）。

ただし、実際に公益認定の取消し等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上、非常に困難であると考えられます。

このため認定規則では、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し（同規則第48条第1項）、公益認定の取消し等が行われた場合には、直近の事業年度末日における公益目的取得財産残額を基に一定の調整を行うことにより、実際に贈与すべき財産に係る公益目的取得財産残額を確定することとしています（同規則第49条・第50条参照）。

＜参考：イメージ図＞



※イメージ図の○号財産は、認定規則第22条第3項各号の控除対象財産を意味します。

(参照条文)

認定法第 18 条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

認定法第 22 条 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。

2・3 （略）

認定法第 29 条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一～三 （略）

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一～三 （略）

3～7 （略）

認定法第 30 条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から三箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額を

いう。

- 一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）
  - 二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
  - 三 （略）
- 3～5 （略）

認定規則第 22 条 （略）

- 2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。
  - 一 （略）
  - 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。
  - 一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産
  - 二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
  - 三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）
  - 四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）
  - 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた使途に従って使用し、若しくは保有しているもの
  - 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）
- 4～8 （略）

認定規則第 26 条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一・二 （略）
- 三 公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条

第五号から第七号までに掲げる財産をいう。以下同じ。) から生じた収益の額に相当する財産

四～八 (略)

認定規則第 38 条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等（法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出するものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

一 (略)

二 次に掲げる事項を記載した書類

イ 第二十八条第一項第二号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細

ロ その他参考となるべき事項

三 (略)

2 (略)

認定規則第 48 条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2～4 (略)

認定規則第 49 条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いものの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額

二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

認定規則第 50 条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2～4 (略)

問VI - 6 - ②（別表H）

令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正によるものですか。

答

- 1 令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正に伴うものではなく、別表Hに関し、これまでの「手引き」では必ずしも明らかでなかった点等について、以下の趣旨により、記載を補充・明確化したものです。  
このような場合、公益目的事業財産として当初整理されなかった財産（例えば、法人会計の財産）をもって公益目的事業を行っている実態に照らして、当該財産を、会計上は他会計振替により公益目的事業会計に振り替えていない法人においても、公益目的事業財産の増加として捉え、公益目的取得財産残額の適正な算定のために別表Hに記載する必要があることを明記したものです。
- 2 公益目的事業の財源については、法人全体として当該事業年度の活動財源が充足していたとしても、正味財産増減計算書内訳表上では公益目的事業の財源が不足するような整理としている場合が散見されます。  
また、法人の選択により、各事業年度の末日時点における別表Hにおいて、時価評価損益を毎期反映させることも可能としています。
- 3 なお、時価法を適用する金融資産が公益目的保有財産の場合、時価評価損益は、毎事業年度の別表Hに記載せず、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hで一括して調整すれば足りるものですが、この「反映させない」方法の場合でも、金融資産の取得時の価額等の記録を保存するなどして適切に計算できるようにしておく必要があることを明記したものです。

問VI - 6 - ③（別表H）

公益目的事業財産の繰越しがなく、毎期、公益目的事業の収入で公益目的事業を実施する法人において、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分が赤字の場合、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）はマイナスとなるのではないですか。

答

- 1 別表Hにおいて、公益目的取得財産残額（別表H(1)の24欄）は、公益目的増減差額（同1欄）と公益目的保有財産（同21欄）の合計額として表示されます。

公益目的事業財産の繰越しがなく、かつ、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計がいわゆる赤字であっても、公益目的事業費を計上している法人においては、実態として法人の意思決定により公益目的事業財産以外の財産（例えば、法人会計の財産）をもって公益目的事業に係る経費等に費消していることが考えられます。

- 2 まず、どのような財産をもって公益目的事業を行っているのかという点について、法人の意思決定により公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業に使用・処分した場合、当該財産も公益目的事業財産となります（認定規則第26条第8号参照）。

その結果、正味財産増減計算書内訳表に他会計振替等による公益目的事業会計の財産の増加が見られない場合には、別表H(1)では財産増加側の追加記載が必要となります（認定規則第48条第3項第1号ル）。

すなわち、別表H(1)の15欄において単に公益目的事業費を記載するだけでなく、公益目的事業財産以外の財産をもって公益目的事業に係る経費等を使用・処分した場合の当該相当額については、公益目的事業財産の増加として13欄に記載することとなります。

この結果、公益目的事業財産の繰越しがなく公益目的事業の収入が不足しても実態として法人の意思決定により公益目的事業財産以外の財産で公益目的事業を行っている場合には、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）はマイナスとはなりません。

- 3 上記のように、別表H(1)の13欄に、公益目的事業財産の増加として相当額を算入することなく、公益目的増減差額がマイナスとなっている状態を継続している法人においては、適正な残高（公益目的増減差額）とするため、過年度の未算入分も含めた修正を行う必要があります。

（参考条文）

認定法第18条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一～七（略）

八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

認定規則第26条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一～七（略）

八 法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

認定規則第48条 公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。

2 前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該事業年度の末日における公益目的増減差額

二 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

3 前項第一号に規定する当該事業年度の末日における公益目的増減差額は、当該事業年度の前事業年度の末日における公益目的増減差額（公益認定を受けた日の属する事業年度又は法第二十五条第一項の認可を受けて設立した法人の成立の日の属する事業年度（以下「認定等事業年度」という。）にあっては、零）に第一号の額を加算し、第二号の額を減算して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ～ヌ（略）

ル イからヌまでに掲げるもののほか、定款又は社員総会若しくは評議員会の定めにより当該事業年度において公益目的事業財産となった額

二（略）

4（略）

問VI - 6 - ④（別表H）

収支相償（別表A）上の「収入一費用」が零以下の場合、特段問題としないにもかかわらず、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）がマイナスの場合に追加的な整理が必要となるのはなぜですか。

答

1 別表Aと別表Hは、その目的と計算の対象が異なります。別表Aによる収支相償の計算においては、公益目的事業における経常的な収入と費用とを比較して、収入が費用を上回っていないかについて確認しています。一方、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）は公益目的保有財産を除く公益目的事業財産の収支等の差額としての残高を示しています。

例えば、特定費用準備資金の当該事業年度の積立てについてみると、別表Aにおいては費用扱いの整理となります。別表Hにおいては公益目的事業収入等で受け入れた公益目的事業財産の残りとして公益目的増減差額を構成します。

2 したがって、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計において、例えば、利益相当50が生じた際、それをもって特定費用準備資金に50積み立てる場合、別表Aにおいては「収入一費用」が0となります。一方、別表Hにおいては利益相当50を特定費用準備資金に積み立てたとしても費消していないため、当該金額50は翌事業年度以降の公益目的事業財産の費消等の財源として公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）の中に残ることとなります。

3 別表Aの「収入一費用」がマイナスの場合、公益目的事業の実際の財源としては、正味財産増減計算書内訳表の当該事業年度の公益目的事業収入以外の財源により相当額が賄われています。例えば、公益目的事業会計における経常外収益や一般正味財産期首残高、あるいは法人会計の財産等が財源として考えられますが、別表Aにおいては、それらの財源のいずれについても、記載が求められているものではありません。

一方、別表Hにおいては、当該相当額について、公益目的事業財産の増加（受入）として算入する必要があります。その結果、公益目的増減差額（別表H(1)の1欄）はマイナスとはならないこととなります。

問VI - 6 - ⑤（別表H）

公益目的事業に係る収入が公益目的事業費を上回り剰余が生じる場合、別表H(1)はどのようにになりますか。また、それは別表C(2)（控除対象財産）には影響しますか。

答

1 公益目的事業に係る収入（例えば、会費収入）が公益目的事業費より大きい場合、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計の区分においては、当期一般正味財産増減額が正の値（黒字）となります。いわゆる収支相償の判定における剰余金発生の状態です。

（収支相償の判定は、本来は特定費用準備資金の積立額・取崩額を反映させた後の状態で行いますが、ここでは説明の便宜上、会計上の整理に合わせ、特定費用準備資金については反映前の状態で説明します。）

2 別表Aにおける当該年度の剰余金の解消策としては、一般的に次のとおりです。

- ①翌期の事業費増加見込みの計画により解消とする
- ②資産取得資金や特定費用準備資金を整理することで解消とする
- ③新規の公益目的保有財産を取得することで解消とする

これらにより剰余金は次のように整理されます。

まず、①の場合には、別表Aにおいては公益目的事業財産である剰余金を単に繰り越すのみであり、別表H(1)においては1欄の公益目的増減差額として繰り越されます（翌事業年度の別表H(1)においては2欄となります。）。

なお、この場合の剰余金については控除対象財産として整理しないため、別表C(2)には関係しません。

次に、②の場合には、剰余金を会計上の固定資産である特定資産として繰り越すとともに、別表Aにおいては剰余金以上の資産取得資金や特定費用準備資金の積立てがあれば問題とならず、別表H(1)においては1欄の公益目的増減差額として繰り越されます。

また、別表C(2)においては、控除対象財産として、公益目的事業に係る資産取得資金や特定費用準備資金の期末帳簿価額が存在することとなります。

さらに、③の場合には、剰余金を会計上の固定資産である特定資産として繰り越すとともに、別表Aにおいては当該事業年度に剰余金以上の公益目的保有財産の取得があれば問題とならず、別表H(1)においては公益目的保有財産の

残高である 21 欄に含まれます。

また、別表 C (2)においては控除対象財産として、剰余金と同額の公益目的保有財産の期末帳簿価額が含まれることとなります。

問VI - 6 - ⑥（別表H）

別表Hにおいて、公益目的保有財産のうち時価法を適用する金融資産の時価評価損益の取扱いについては、どのように整理されていますか。手引き改訂の趣旨と併せて教えてください。

答

- 1 令和3年6月の「定期提出書類の手引き 公益法人編」の改訂は、法令等の改正に伴うものではなく、別表Hに関し、これまでの「手引き」では必ずしも明らかでなかった点等について、以下の趣旨により、記載を補充・明確化したものです。
- 2 改訂内容のうち、時価法を適用する金融資産の時価評価損益の扱いについては、時価法を適用する金融資産が公益目的保有財産の場合、時価評価損益は毎事業年度の別表Hに記載せず、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hで一括して調整すれば足りるものですが、この「反映させない」方法の場合でも、金融資産の取得時の価額等の記録を保存するなどして適切に計算できるようにしておく必要がある趣旨を明記したものです。

（保存すべき記録としては、金融資産の取得時期、時価、口数等の情報が考えられます。）

※ 公益認定取消し等の際には、公益目的事業財産の残高のうち時価のある公益目的保有財産については、時価評価した価額（時価のないものは適正な帳簿価額）、公益目的保有財産以外の公益目的事業財産については適正な帳簿価額に基づく損益等の増減差額による公益目的増減差額を算定し、最終的に公益目的取得財産残額を確定することとなっています（認定規則第49条・第50条・第50条の2参照）。

- 3 なお、法人の選択により、各事業年度の末日時点における別表Hにおいて、時価評価損益を毎期反映させることも可能としています。この場合、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hにおいて一括して調整することは不要となります。

（法人によっては、公益認定の際に公益目的保有財産として保有していた上場株式等の時価が事業年度末日において下落している場合も想定されます。この場合、上記の「反映させる」方法を選択することによって、公益認定の取消し等の際に法人が実態よりも多額の財産を贈与しなければならないという誤解を、予防することにつながります。）

※ 金融資産の時価評価損益を別表Hに「反映させない方法」と「反映させる方法」について、考えられる選択パターンは、次のとおりです。

[すでに別表Hを作成し報告している公益法人]

- a) 「反映させない方法」を継続する（ただし、時価情報等を整理保存する）
- b) 任意の事業年度において「反映させる方法」へ変更し、以後は継続する

[今後、別表Hを作成し報告する公益法人]

- c) 「反映させない方法」を選択し継続する（ただし、時価情報等を整理保存する）
- d) 当面「反映させない方法」を選択し、その後任意の事業年度において「反映させる方法」へ変更し、以後は継続する
- e) 「反映させる方法」を選択し継続する

(参照条文)

認定規則第49条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額
- 二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

認定規則第50条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類
  - 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類
  - 三 前項の報告書及び前二号の書類に記載された事実を証する書類
- 3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
  - 一 取消し等の日における公益目的増減差額

## 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

- 4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が、前条の額と異なると認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

認定規則第 50 条の 2 認定取消法人等は、取消し等の日の属する事業年度の開始の日から取消し等の日までの期間に係る一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類及びその附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければならない。

- 2 認定取消法人等は、前条第一項に掲げる場合においては、前条第二項に掲げる書類に加え、前項に掲げる書類を添付しなければならない。